

組合共同事業の紹介

本会では、共同事業に積極的に取り組んでいる組合事例を収集し、情報提供していきます。第1回目は官公需の共同受注に取り組んでいる事例をご紹介します。

[共同受注(官公需)]

～家具工事の分離発注を契機に、共同受注に成功～

組 合 名 | 山形木工団地協同組合
住 所 | 〒990-2251 山形市立谷川三丁目988番地
電話番号 | 023-687-3330
FAX番号 | 023-687-3330
設 立 | 昭和43年2月
出 資 金 | 23,930千円
組 合 員 | 6人
主な業種 | 家具製造業、材料販売等

建設業の許可票			
商号又は名称	山形木工団地協同組合		
代表者の氏名	代表理事 伊藤 俊史		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一 般	建築工事業 大工工事業	山形県(般-19) 知事許可 第101588号	平成19年6月18日
特 定	内装仕上工事業	山形県(特-19) 知事許可 第101588号	平成19年6月18日
この店舗で営業している建設業	建築工事業・内装仕上工事業・大工工事業		



平成18年家具工事共同受注の
山形市立第7小学校

1

背景と動機

近年は木工製品全般の製造・供給もグローバル化し、生産拠点の海外移転が進み、また価格競争の激化、需要の落ち込みなどが重なり、同業者の撤退・廃業の増加などが目立つ厳しい環境にある。組合員企業を含む県内の木工業者は、中小・零細規模の事業者が多く、独自の営業活動に取り組むことが困難な状況にあった。

このような経営環境を打破し、組合員企業の経営安定のためには、組合として公共施設の取付家具工事の共同受注に取り組むことが必要との気運が高まった。

2

事業・活動の内容

以前は住設家具等の現場製作・取付は「雑工事」扱いで、下請受注が基本であった。大型工事は大手ゼネコンが受注することが多く、下請単価も不十分なものであった。しかし、市当局との折衝を重ねたことにより、木工家具等の製作・取付が分離発注可能な独立した工事と認められ、当組合として受注できる機会が生じた。これを契機に、山形市の学校や市営住宅の共同受注に成功し、事業を拡大している。

入札段階や説明段階など重要な局面では運営委員会にて協議を行い、組合員への発注については、組合員独自の業務の状況を勘案して、共同事業への参加が可能とところに発注している。

3

成果

組合員企業単独では受注が困難な工事を共同受注により8件受注することに成功した。請負金額の合計は3.5億円にのぼっている。請負金額が1億円を上回る大型案件も3件あり、組合員企業の売上向上に大きく寄与している。また、元請で受注することによって、利益率も大きく向上している。1～2年後の事後検査においても、極めて評価が高く、クレームは1件も発生していない。

この成果は組合員企業の売上・利益率の向上にもつながっており、当初の目的は十分に達成されたものと思われる。